

平成十九年三月二十三日提出
質問第一四三号

外務報道官の対露外交をめぐる発言に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務報道官の対露外交をめぐる発言に関する質問主意書

一 外務報道官の業務内容如何。

二 外務省公式ホームページによって、二〇〇七年三月二十日十七時四十五分より行われた会見（以下、「会見」という。）において、記者からの「ロシアの今日の一部報道で、先月末の日露首脳会談の際に、谷内事務次官がロシア側に対して、北方領土問題について日本は四島返還原則を見直すなどと発言を行ったとの報道があるのですが、報道そのものの把握及び事実関係について、現在の把握状況をお願いします。」という質問に対して、坂場三男外務報道官が、

「そのような報道は承知しておりません。その話は、日露の戦略対話のときのことですか、それとも、フラトコフ首相の訪日の際の話でしょうか。」

との応答をしたという事実が明らかになったが、記者の質問に関するロシアの新聞情報を外務報道官が有していないということについて、外務省はどのような認識を有しているか。

三 外務省公式ホームページによって、「会見」において、記者からの「フラトコフ首相が訪日したときロシアから聞いているのですが、戦略対話という話もあったようなのですが。」という質問に対し、坂場

三男外務報道官が、

「報道を承知しておりませんのでコメントしようがありません。日露関係そのものについては、現在も協力プログラムを実施すると同時に、領土問題を解決して、関係強化に努めるという基本的なラインに何ら変更はありませんし、フラトコフ首相訪日の際にも、そのようなメッセージをロシア側に伝えたところ
です。」

と応答したという事実が明らかになったが、外務省の対露外交の「基本的ライン」がいつから「協力プログラムを実施すると同時に、領土問題を解決して、関係強化に努める」ということになったのか。典拠を明らかにして答弁されたい。

四 二〇〇一年、当時、外務大臣官房審議官をつとめていた坂場三男氏が田中眞紀子外務大臣の発言等についてまとめた文書を国会議員に手渡したという事実があるか。

五 過去に坂場三男氏が国家公務員法及び外務省内規に基づき処分を受けたことがあるか。あるならば、その処分の内容を明らかにされたい。

右質問する。